平成２２年（フ）第１３６７号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目26番地の７グリーンガーデン７―101号、従前の住所沖縄県石垣市字川平1216番地の235
債務者　ペンションアロハラニこと　田中智恵子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８８号
神戸市北区ひよどり台３丁目１番地103棟106号、従前の住所熊本市御幸西３丁目７番52号
債務者　カディリ亜弥（旧姓隈部）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９７号
神戸市北区藤原台中町７丁目４番２号
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
山口県岩国市玖珂町5842番地４
債務者　手嶋　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１２４号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目１番14―104号、住民票上の住所山口県岩国市岩国１丁目17番25号
債務者　山本　美恵
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１２８号
山口県岩国市川西１丁目３番17号
債務者　原田　正博
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０９号
佐賀県唐津市石志2844番地１　メゾンハイツ202号
債務者　松尾　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１１４号
佐賀県唐津市鏡新開53番地　レオパレスリバーサイド翔104号
債務者　櫻井　ミカ
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１１５号
佐賀県唐津市和多田本村６番39号
債務者　佐藤　美和
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１１７号
佐賀県唐津市東大島町８番17号
債務者　園田　　學
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１７１２号
さいたま市緑区大字中尾2536番地67
債務者　桐生　　保
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字亥改69番地
債務者　大澤　奈美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１３１号
北九州市八幡西区東神原町６番２―301号
債務者　香月成文こと　金　　成文
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５０号
北九州市八幡西区北筑２丁目18番32号　102
債務者　石田　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５１号
北九州市八幡西区北筑２丁目18番32号　102
債務者　石田　宏子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８０号
北九州市小倉南区企救丘４丁目16番１号
債務者　中野　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８１号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番10―203号
債務者　城戸　一雄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部